

Q 保険税を納めないでいると？



A 保険税を滞納すると、高額療養費の限度額適用認定を受けられない場合があります。さらに未納期間に応じて次のような措置がとられます。保険税は必ず納期限内に納めましょう。



督促

納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収される場合があります。

それでも滞納が続くと…

短期被保険者証の交付

通常の保険証の代わりに、短期被保険者証が交付される場合があります。

短期被保険者証とは

通常の保険証より有効期間の短い保険証です。更新手続きが頻繁に必要になります。

納期限から1年が過ぎると…

資格証明書の交付

保険証を返してもらい、代わりに資格証明書が交付されます。

資格証明書とは

国保の被保険者であることを証明するものです。お医者さんにかかるときは医療費はいったん全額自己負担となります。

納期限から1年6か月が過ぎると…

給付の差し止め

国保の給付の全部、または一部が差し止めになります。

国保の給付とは

国保によって支給される療養費、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などです。

それでも納めないでいると…

差し止められた保険給付額から滞納分が差し引かれます

- このほかに財産の差し押さえなどの処分を受ける場合もあります。
- 世帯に介護保険の第2号被保険者（40歳以上65歳未満の国保被保険者）がいる場合、介護保険の給付制限を受ける場合もあります。

ご注意ください！ お早めにご相談ください

未納に応じた措置がとられても保険税の納付義務はなくなりません。災害や失業など特別な事情により、納付が困難なときは、分割納付等が認められる場合もありますので、お早めにご相談ください。



非自発的失業者の軽減措置について

会社の倒産や解雇、雇用期間満了など非自発的な理由で失業者（雇用保険の特定受給資格者・特定理由離職者）となった65歳未満の人の保険税は、失業時からその翌年度末までの間、前年中の給与所得を30%として算定します。軽減を受けるためには、届け出が必要です。くわしくは課税課までお問い合わせください。

保険税納付は口座振替で!!

保険税の納付方法は、原則、口座振替となります。（年金から天引きされている方は除く）まだ手続きがお済みでない方は、下記の方法により振替口座の登録をお願いします。振替口座が未登録の場合は、納付書による納付をお願いします。

登録方法（3種類の方法からお選びください）

問 収税課 ☎0475-80-1151

市役所窓口でのお申込み

市役所または各出張所窓口へ取扱金融機関のキャッシュカードをご持参ください。（銚子商工信用組合は対応できません。）

金融機関窓口でのお申込み

納税通知書、預金通帳、届出印を持参のうえ、取扱金融機関窓口でお手続きください。

ハガキでのお申込み

記載例に沿って記入し、目かくしシールを貼ってポストに投函してください。ハガキは納税通知書に同封しています。

教えて!

安心して医療を受けるために

わが家の保険税



保険税は、みなさんが安心して医療を受けるための国民健康保険（国保）を支える貴重な財源です。保険税が不足すると、国保から十分な給付が受けられなかったり、医療費の自己負担が大きくなってしまいます。自分のために、みんなのために、保険税は納期限内に納めましょう！

デジタルブック

スマホやタブレットで読めます。

- 文字サイズ拡大、自動音声読み上げ
- 英語で読める・聞ける（音声読み上げ対応）



←ここを読み取ると「利用の仕方」が開きます。内容を確認後、デジタルブックをお読みください。

Q 保険税はどのように決まるの？



A 国保が都道府県単位で運営されることに伴い、平成30年度から都道府県が算定した標準保険税率を参考に市区町村が保険税率を決定する形に変更されました。それを所得割・均等割・平等割の組み合わせで計算し、一世帯の保険税が決められます。

なお、保険税の納付、各種手続きなどはこれまで通り、市区町村で行います。

所得割	世帯の加入者の所得に応じて計算
均等割	世帯の加入者数に応じて計算
平等割	一世帯あたりで計算

※市区町村によって組み合わせは異なります。
※後期高齢者医療制度への移行により、国保被保険者が一人の世帯となった人は、対象となってから5年間は平等割で課せられる保険税が2分の1軽減、その後3年間は4分の1軽減されます。

所得の少ない世帯への減額制度

所得の少ない世帯の所得水準に応じて均等割額と平等割額を減額する制度があります。該当となる所得要件は次のとおりです。

区分	世帯の所得要件
7割減額	世帯主と加入者の前年所得の合計が、43万円以下(★)
5割減額	世帯主と加入者の前年所得の合計が、43万円(★)+加入者数×28万5千円以下
2割減額	世帯主と加入者の前年所得の合計が、43万円(★)+加入者数×52万円以下

★給とおよび公的年金等に係る雑所得のある被保険者が2人以上いる場合は、43万円+10万円×(給及び公的年金等に係る雑所得のある被保険者の数-1)

※減額判定する世帯所得には、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）と後期高齢者医療保険に移行した方の所得も加算します。
※加入者数には、国保に加入していない世帯主（擬制世帯主）は含めません。
※賦課期日時点（4月1日またはこれ以降の新規加入世帯は資格取得日）の加入者数とその所得で判定します。
※世帯に所得の申告をしていない方がいる場合は、減額制度の適用になりません。

山武市 市民部 課税課 市民税係
☎0475-80-1281

Q 年齢によって保険税は納め方が違うの？



A 「40歳未満」「40歳以上65歳未満」「65歳以上75歳未満」の人で違います。医療保険分だけでなく、後期高齢者支援金分、40歳以上65歳未満の人は介護保険分も一緒に納めます。

40歳未満の人

医療保険分と後期高齢者支援金分を組み合わせ、国保の保険税として納めます。介護保険分の負担はありません。

$$\text{国保の保険税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$



もつと教えて！ 年度の途中で40歳になるときは？

40歳の誕生日のある月（1日が誕生日の人はその前月）の分から介護保険分を納めます。

40歳以上65歳未満の人（介護保険第2号被保険者）

医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分を組み合わせ、国保の保険税として納めます。

$$\text{国保の保険税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分} + \text{介護保険分}$$



もつと教えて！ 年度の途中で65歳になるときは？

65歳になる前月（1日が誕生日の人はその前々月）までの介護保険分を計算し、国保の保険税として年度末までの納期に分けて納めます。

65歳以上75歳未満の人（介護保険第1号被保険者）

医療保険分と後期高齢者支援金分を組み合わせ、国保の保険税として納め、介護保険料は別に納めます。

$$\text{国保の保険税} = \text{医療保険分} + \text{後期高齢者支援金分}$$

介護保険料（原則として年金から天引きされます。ただし、年金が年額18万円未満の人は、市に個別に納付します。）



ご注意ください！ 特別徴収と普通徴収があります

国保被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の保険税は、世帯主の年金から天引き（特別徴収）されます。ただし、下記の場合は、個別に保険税を納めます（普通徴収）。

- ・世帯主が国保被保険者以外の場合
- ・年金が年額18万円未満の場合
- ・介護保険料の天引きと合わせた額が年金額の2分の1を超える場合

※年金からの天引きとなる人でも、口座振替による普通徴収に変更することもできます。その場合は、申し出が必要となりますので、課税課までお問い合わせください。（市税等に滞納がある人は、口座振替には変更できません。）

もつと教えて！ 75歳になったら？

75歳以上の人は、国保を抜けて「後期高齢者医療制度」の被保険者となるため、国保の保険税ではなく、後期高齢者医療制度の保険料を納めることになります。



75歳以上の人が国保から後期高齢者医療制度に移行する場合は、同じ世帯に属する国保被保険者の保険税が急に増えることなく、移行する前と同程度となるように軽減措置がとられます。

Q 保険税はだれが納めるの？



A 保険税を納める義務は「世帯主」にありますので、保険税は世帯ごとにまとめて世帯主が納めます。納税通知書は世帯主に送られますので、金融機関・コンビニエンスストア等で保険税を納めてください。

もつと教えて！ 世帯主が国保の被保険者でない場合は？

世帯主が国保に加入していない場合でも、同じ世帯に一人でも国保被保険者がいれば、保険税を納める義務は世帯主にあります。

Q 保険税はいつから納めるの？



A 保険税は国保加入の届け出をした月からではなく、「国保加入の資格を得た月」から納めます。国保に加入、国保を脱退するときは、14日以内に国保年金課または各出張所の窓口へ届け出てください。また、保険税は年度（4月～翌年3月）ごとに決められますので、年度途中で加入・脱退したときは、月割りで計算した分を納めます。

国保に加入するとき

- ほかの市区町村から転入してきたとき（職場の健康保険などに加入していない場合）
- 職場の健康保険などをやめたとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



◆年度の途中で加入したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{加入した月から3月までの月数}}{12}$$

国保を脱退するとき

- ほかの市区町村に転出したとき
- 職場の健康保険などに加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき
- 後期高齢者医療制度に加入するとき（75歳になって加入するときは届け出不要）



◆年度の途中で脱退したときの保険税

$$\text{年間保険税} \times \frac{\text{4月からやめた月の前月までの月数}}{12}$$

Q 加入の届け出が遅れたら？



A 加入の届け出が遅れた場合は、加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めます（遡及賦課）。

（例）7月に会社をやめて、10月に国保加入の届け出をしたとき

会社をやめた（国保加入資格発生）		国保加入の届け出をした			
6月	7月	8月	9月	10月	11月

← 保険税はさかのぼって納めます →
← この間の医療費は全額自己負担 →

※資格を得た7月から届け出をした10月までは保険証がないので、その間の医療費は全額自己負担になります。

※保険税は毎年4月1日現在国保に加入している人に割り当てられます。例えば、1月に加入資格を得た人が4月以降に届け出た場合、その年度の4月分からの保険税とは別に前年度分の保険税をお知らせします。これを「過年度分の保険税」といいます。

もつと教えて！ 脱退の届け出が遅れたら？

- 保険証が手元にあるため、うっかり使って医療を受けてしまった場合、国保が負担した医療費をあとで返していただきます。
- ほかの健康保険に入ったとき、国保をやめる届け出をしないと、知らずに保険税を二重に支払ってしまうことがあります。

